

宇都宮労働基準監督署管内、安全文化推進運動

STOP! 労働災害 2022

～ 『安全文化』の再構築を目指して～

宇都宮労働基準監督署
一般社団法人宇都宮労働基準協会

1 趣旨

近年の宇都宮労働基準監督署管内における休業4日以上労働災害による死傷災害は、年間470～500人の間で増減を繰り返しながら推移してきたが、平成30年は536人、令和元年は538人、令和2年は577人と、500人を超えて増加傾向を示し、令和3年もその増加傾向に歯止めがかからないまま、684人を数えた。これは、4年連続の増加となり、平成9年の673人以来、24年ぶりの600人超えという、非常事態と言える。

労働災害の特徴としては、滑り、つまずき等による「転倒災害」、腰痛、その他作業行動に伴う「動作の反動、無理な動作による災害」といった、いわゆる行動災害と称するものが、事故の型全体の38%を占めている。このほか、産業現場における50歳以上の高年齢労働者の被災率が54%、さらには職場における新型コロナウイルスの罹患者も12%を示し、こうした労働災害をいかに防止するかが、その減少に向けて直ちに改善が必要な喫緊の最重要課題となっている。

また、死亡災害による被災者数は、一桁台半ばで増減を繰り返している状況にあり、令和3年は6人の尊い生命が失われ、引き続き、決してあってはならない死亡災害の撲滅に取り組む必要がある。

宇都宮労働基準監督署管内では、安全文化の構築に向け、平成26年7月から開始した「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動」を展開してきたところであるが、これに反して労働災害の大幅な増加傾向が継続している現状から、改めて、『安全文化』の再構築とともに、あらゆるリスクの洗い出しと危険の芽を摘み取ることが求められる。

このため、令和4年度は、当署管内の労働災害防止団体及び事業場が連携・協働して、急増している労働災害の増加傾向に歯止めを掛け、減少に転じさせるべく、「STOP! 労働災害」を継続し、以下の目標等を全産業共通の重点事項として展開していくこととする。

『安全文化』とは...

組織の安全の問題が、なにものにも勝る優先度を持ち、その重要度を組織及び個人がしっかりと認識し、しかも自然に取ることのできる行動様式の体系である。

2 目標等

(1) 死亡労働災害の撲滅。

(2) 休業4日以上死傷者数を470人以下(第13次労働災害防止計画目標値)とする。

目標達成に向けて、全産業共通で以下の重点取り組み事項を推進する。

リスクの半減に向けた「これまでにない取組」の実施

「転倒」・「動作の反動、無理な動作」によるいわゆる行動災害の防止対策

高年齢労働者による労働災害の防止対策

職場内での新型コロナウイルス感染症拡大防止のための継続的な対策

労働者一人ひとりの危険感受性を向上させるために効果的な教育・訓練及び組織的な安全管理活動の推進

3 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 主唱者

宇都宮労働基準監督署

5 主催者

一般社団法人宇都宮労働基準協会

6 後援者(24団体 順不同)

建設業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会

建設業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮中央分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮東分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部那珂川分会

宇都宮労働基準監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会

宇都宮地区プレス災害防止協議会

宇都宮食料品製造業災害防止協議会

宇都宮地区ゼロ災運動研究会

大谷石材安全協議会

一般社団法人清原工業団地総合管理協会安全衛生委員会

一般社団法人宇都宮工業団地総合管理協会安全衛生委員会

瑞穂野工業団地協同組合

宇都宮卸商業団地協同組合

富士見台工業団地工場連絡協議会

白沢工業団地協同組合

喜連川工業団地工業会

蒲須坂工業団地連絡協議会

宇都宮電設会
宇都宮地区 T H P 推進協議会
宇都宮労働基準監督署管内商業労働災害防止協議会

7 実施者

宇都宮労働基準監督署管内の全事業場

8 主唱者・主催者の実施事項

(1) 労働災害防止団体等連絡会議の開催

本運動の円滑な推進を図るため労働災害防止団体等連絡会議を開催し、労働災害防止に向けた要請あるいは情報の周知ほか、団体による活動内容の報告、意見・情報交換を行う。

(2) 実施要綱の周知、広報

会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用し周知・啓発を図るとともに、宇都宮労働基準監督署、宇都宮労働基準協会のホームページに実施要綱等を掲載する。

(3) リスクの半減に向けた取組

あらゆる災害発生要因（リスク）を洗い出し、リスクの半減を目指して、これまでにない取組を実施する。

(4) 転倒・動作の反動、無理な動作などの行動災害防止対策および高年齢労働者対策の推進に向けた周知啓発

厚生労働省の委託事業により実施される研修会の案内及び参加勧奨、同省ホームページで公開している関係動画サイト、栃木労働局などで作成したリーフレット等を活用した取組みの周知啓発を継続的に展開する。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る啓発

厚生労働省で作成したリーフレット等を活用しながら、継続的な周知啓発を展開する。

(6) 「STOP!労働災害」ポスターおよび「私の安全行動宣言」カードの作成等

主催者は、「STOP!労働災害」ポスターおよび「私の安全行動宣言」カードを作成し、特に、「私の安全行動宣言」カードの一層の活用を図る。

[カード様式は宇都宮労働基準監督署ホームページからダウンロード可]

(7) 「産業安全大会」・「労働衛生大会」の開催

主催者は、安全意識および労働衛生に関する意識を高揚させ、安全衛生活動を定着させるために、6月に「産業安全大会」、9月に「労働衛生大会」を開催する。

(8) 安全衛生セミナーの開催

法令改正や労働災害発生状況等を見据え、実態、状況に即した講習会等を開催し、事業場の安全衛生担当者を支援する。

9 後援者の実施事項

(1) 「STOP! 労働災害」ポスターおよび「私の安全行動宣言」カードの案内及び活用の勧奨

会員事業場に、「STOP! 労働災害」ポスターおよび「私の安全行動宣言」カードの活用について周知を図る。

特に、「私の安全行動宣言」カードの一層の活用について勧奨に努める。

[カード様式は宇都宮労働基準監督署ホームページからダウンロード可]

(2) 転倒・動作の反動、無理な動作など行動災害防止対策および高年齢労働者対策の周知啓発

会員事業場に、厚生労働省の委託事業により実施される研修会、同省ホームページで公開している関係動画サイト、栃木労働局などで作成したリーフレット等、必要な情報提供を実施する。

(3) リスクの半減に向けた取組

あらゆる災害発生要因（リスク）を洗い出し、リスクの半減を目指して、これまでにない取組を実施する。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るリーフレットの配布等

会員事業場に、厚生労働省で作成したリーフレット等を配布し、感染予防に向けた周知啓発活動を実施する。

(5) 安全衛生セミナーの案内周知および参加勧奨

主唱者または主催者により開催される講習会等について、会員事業場への案内および参加勧奨を実施する。

10 事業場での実施事項

(1) 「STOP! 労働災害」ポスターの掲示

本ポスターを目立つ箇所に掲示することにより、労働者一人ひとりの安全意識の維持向上や自主的安全衛生活動の活性化に資する。

本ポスターは、1日ごとに塗りつぶすことのできるものとなっているので、原則として以下により塗りつぶす。

無災害の日...緑 不働災害が発生した日...黄 休業災害が発生した日...赤

(2) 転倒・動作の反動、無理な動作などの行動災害防止対策及び高年齢労働者対策への取り組み

厚生労働省の委託事業による研修会への参加、ホームページで公開している動画サイト、栃木労働局などが作成したリーフレットなどを参考に、事業場として必要とする対策等に取り組む。

(3) リスクの半減に向けた取組

あらゆる災害発生要因（リスク）を洗い出し、リスクの半減を目指して、これまでにない取組を実施する。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組み

厚生労働省において作成したリーフレット等を参考にし、感染防止のための対策・対応に継続的に取り組む。

(5) ヒヤリ・ハット報告活動、危険予知訓練及び危険予知活動の基本的な安全管理活動等の展開

労働者一人ひとりの危険に対する感受性を向上させるための手段として、

ヒヤリ・ハット報告活動の活性化に取り組み、当該活動を通じ、危険の所在や労災未然防止のための対策等の共有化を図る。

危険予知訓練を社内で実施する安全衛生教育の項目に掲げ、全従業員を対象に計画的に推進する。[別紙添付：（参考）危険予知訓練 4 ラウンド法 参照]

日常的に、作業開始前の危険予知活動を実施し、危険の所在と危害防止のための安全行動を確認する。

(6) 「私の安全行動宣言」カードを活用した労働者一人ひとりの安全意識の維持向上

各事業場では、労働者全員に「私の安全行動宣言」カードを配布する。

[カード様式は宇都宮労働基準監督署ホームページからダウンロード可]

労働者は、本カードに自ら実践する安全行動を記載し、これを携帯する等により、朝礼時や始業前、休憩後の作業再開時などに宣言した内容を唱え、守るべき安全行動を再確認する。

記載する安全行動宣言は、通年または一定期間に変えてもよい。

(7) 安全行動声掛け活動の展開

労働災害の発生に結び付く、「あわてる」、「あせる」、「あなどる」の「あぶない行動」を「しない・させない」ために、同じ場所で働くみんなが互いに声を掛け合いながら、不安全行動の抑止と安全な作業行動の定着化に取り組む。

(8) 安全衛生セミナー等への参加

宇都宮労働基準監督署、宇都宮労働基準協会、各後援者において主催するセミナーや安全・衛生大会等に参加し、安全衛生管理、災害防止対策等に関する知識や技能を習得する。

(注)

上記のうち、8 主唱者・主催者の実施事項、9 後援者の実施事項、10 事業場での実施事項の内容の一部について、新型コロナウイルスの感染状況により、やむを得ず中止や延期等を行うことがある。